別紙1

平成29年度愛媛県計画に関する

事後評価

（医療分）

令和３年１月

愛媛県

１．事後評価のプロセス

**（１）「事後評価の方法」の実行の有無**

　事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

|  |
| --- |
| □　行った　□　行わなかった　（行わなかった場合、その理由）　・令和２年11月10日　愛媛地域医療構想推進戦略会議において議論予定 |

**（２）審議会等で指摘された主な内容**

　事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

|  |
| --- |
| 審議会等で指摘された主な内容 |

２．目標の達成状況

平成29年度愛媛県計画に規定する目標を再掲し、令和元年度終了時における目標の達成状況について記載。

|  |
| --- |
| **１．愛媛県の医療と介護の総合的な確保に関する目標**地域医療介護総合確保基金の対象事業（※１）については、地域医療構想に基づき医師会等関係団体や医療機関から提案された事業を「全県事業」と「医療圏事業」に区分し、「医療圏事業」は各圏域ごとに設けられた「調整会議」において事業を精査したのち、「全県事業」と併せて「推進戦略会議」に諮り、課題解決に効果的な事業を優先して取り組むとともに、医療と介護の総合的な確保を図ることとする。※　地域医療介護総合確保基金の対象事業①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床の機能分化・連携）②居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療・介護サービスの充実）③介護施設等の整備に関する事業④医療従事者の確保に関する事業（医療従事者等の確保・養成）⑤介護事業者の確保に関する事業**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　高度急性期　１，３２６床　　　　急性期　　　４，７２４床　　　　回復期　　　４，８９３床　　　　慢性期　　　３，８７９床**実施事業**・病床機能分化連携基盤整備事業　　・ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業　　・病床機能分化医療スタッフ確保事業　　　　　　　・医科歯科連携推進事業（機能分化のための歯科衛生士確保事業）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅医療連携の拠点や相談窓口となる施設の運営、在宅歯科医療に必要な設備の整備、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　各圏域１　　・在宅療養支援診療所数　各圏域15 　　・在宅療養支援歯科診療所数　各圏域10 　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　各圏域50 　　・在宅看取りを実施している病院数　各圏域１　　・在宅看取りを実施している診療所数　各圏域５**実施事業****・**在宅医療普及推進事業・在宅医療連携体制構築事業　　　・在宅歯科医療連携室整備事業　　　・在宅歯科診療設備整備事業・看護師等育成強化事業（訪問看護推進事業）**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の整備、運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**　　 ・へき地診療所の医師数　27人以上　　 ・産科医及び産婦人科医の数（人口10万対）　9.2人以上　　 ・小児科医療に係る病院勤務医数　100.3人以上　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　234.4以上　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　各圏域１以上　　 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　各圏域５以上**実施事業**　　　 ・医師育成キャリア支援事業・医師確保推進対策事業（女性医等就労支援事業）・救急医療対策事業・医科歯科連携推進事業（歯科医療従事者等人材養成事業）・医療勤務環境改善支援センター運営事業・看護師等研修事業・看護師等支援事業・保健師等指導事業費・看護師等育成強化事業（摂食・嚥下障害看護力強化事業）　　　 ・看護師等養成所運営費補助金　　　 ・院内保育事業運営費補助金・病院内保育施設整備事業　　　 ・薬剤師支援事業（薬剤師確保事業）・産科医等確保支援事業・周産期医療対策強化事業**２．計画期間**　　平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□愛媛県全体（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**　**【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）高度急性期　１，１９６床（事業実施により＋75床）急性期　　　８，８２０床（事業実施により－567床）回復期　　　２，９１５床（事業実施により＋611床）慢性期　　　５，４８２床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**　　・在宅療養支援病院数　　　　　　　各圏域１ →４圏域達成（県合計23）　　・在宅療養支援診療所数　　　　　　各圏域15 → ４圏域達成（県合計200）　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　　各圏域50 → ４圏域達成（県合計560）　　・在宅看取りを実施している病院数　各圏域１ → ６圏域達成（県合計22）　　・在宅看取りを実施している診療所数　各圏域５ → ６圏域達成（県合計138）**④　医療従事者の確保に関する目標**　**【定量的な目標値】**　　・へき地診療所の医師数　　　　　　　　　　 27人以上　→　20人　　・産科医及び産婦人科医の数（人口10万対）　9.2人以上　→　9.0人　　・小児科医療に係る病院勤務医数　　　　　　 100.3人以上　→　116.5人　　・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数各圏域１以上→　５圏域達成（県合計16）　　・退院調整支援担当者を設置している病院数　各圏域５以上→　４圏域達成（県合計54）**２）見解**病床機能分化連携基盤整備については、大きな規模ではないが着実に転換が進んでいる。在宅療養支援の環境は徐々に整いつつあるが、進捗には地域差があり、現時点で目標に達していない圏域もあるが、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、ＱＯＬ向上を重視した医療への期待の高まりを踏まえ、今後も継続して取り組んでいく必要がある。医療従事者の確保については、勤務環境整備、離職防止・復職対策や救急・周産期医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化された。**３）改善の方向性**病床機能分化連携基盤整備事業については、第７次愛媛県地域保健医療計画の中に2025年時点の必要病床数が示され、また公立・公的病院の改革プランも全病院で出揃ったことから、今後圏域の中で医療機関が主体となって議論が進んでいおり、それに伴い今後、機能分化を伴った大規模な施設整備が増えていくと思われる。在宅医療については、一部事業で人材不足により実施が困難になったものもあるが、他事業において着実に進展しており、目標達成の圏域がさらに増えるよう、新年度も現在の事業を引き続き行う。医療従事者確保については、依然として厳しい状況が続いており、最近は地域偏在が顕著になってきていることから、圏域内の不足する医療機能を相互に補うための支援、若手医師や医学生のキャリア形成支援の強化、県外医学生への卒後Ｕターンを促進する活動、医療従事者の養成力強化により、今後も粘り強く目標達成を目指す。**４）目標の継続状況**　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**宇摩圏域****１．宇摩圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**宇摩圏域では、保健所が開催した地域医療構想調整会議において、圏域内の各市町、郡市医師会、医療機関等からの意見を取りまとめた結果、地域の課題として、不足する医療機能の充実や医療機関の連携強化、在宅医療の提供体制の充実、医療従事者の育成等が挙げられている。**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床転換等を伴う施設・設備整備や、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、高度急性期病床の増加による機能強化や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**地域医療構想で記載する令和元年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　高度急性期　　５１床　　　　急性期　　　３１７床　　　　回復期　　　２９４床　　　　慢性期　　　２１７床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　1機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、看護師養成施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**　　 ・小児科医療に係る病院勤務医数　4.0人　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　17.5人　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関　　 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□宇摩圏域（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**　**【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）高度急性期　　　６４床（目標との差　１３床超過）急性期　　　　３７５床（目標との差　５８床超過）回復期　　　　２１１床（目標との差　８３床不足）慢性期　　　　３２３床（目標との差　１０６床超過）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　1機関　→　０　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　６機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　32か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　６機関　**④　医療従事者の確保に関する目標** **【定量的な目標値】**・小児科医療に係る病院勤務医数　4.0人　→　4.6人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関　→　０・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関　→　２機関**２）見解**病床機能強化とＩＣＴの活用により病床転換が進んだほか、医療従事者の離職防止・復職対策や、在宅医療に関する専門知識習得のための講習会等の実施により、地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師確保については現状を維持するという最低限の成果のみで、医師数の増加までには結びついていない。**３）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については厳しい状況が続いており、地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け引き続き事業を継続していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２年度計画における関連目標の記載ページ：４Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**新居浜・西条圏域****１．新居浜・西条圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**新居浜・西条圏域では、保健所が開催した地域医療構想調整会議において、圏域内の各市町、郡市医師会、医療機関等からの意見を取りまとめた結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、近隣医療機関及び医科歯科連携の強化、医療従事者の確保、地域定着等が挙げられている。1. **地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**

病床の削減・転換に繋がるＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等の支援を行い、病院の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　　高度急性期　１９６床　　　　　急性期　　　８２６床　　　　　回復期　　　６７７床　　　　　慢性期　　　６４８床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、看護師養成所の運営支援、医療従事者の職場環境の整備等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　 **【定量的な目標値】**　　・小児科医療に係る病院勤務医数　14.7人・小児科標榜診療所に勤務する医師数　40.3人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□新居浜・西条圏域（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）高度急性期　　４４床（目標との差　１５２床不足）急性期　　　　１，５５０床（目標との差　７２４床超過）回復期　　　　４６０床（目標との差　２１７床不足）慢性期　　　　８２６床（目標との差　１７８床超過）1. **居宅等における医療の提供に関する目標**

**【定量的な目標値】**・在宅療養支援病院数　１機関　→　２機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　21機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　84か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　３機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　15機関**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**・小児科医療に係る病院勤務医数　14.7人以上　→　16.5人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１以上　→　１機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５以上　→　11機関**２）見解**在宅医療体制は徐々に体制が充実してきており、医療従事者の確保については、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師確保は現状維持となっていて、特定科目では依然厳しい状態である。**３）改善の方向性**医療従事者、とりわけ特定科目の医師確保については厳しい状況が続いており、地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け引き続き事業を継続していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２年度計画における関連目標の記載ページ：５Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**今治圏域****１．今治圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**今治圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、医師会が中心となって事業要望を取りまとめた結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、関係機関相互の連携体制の強化、医科歯科連携による在宅療養者等の口腔ケア等の推進、救急医療体制の維持・確保等が挙げられている。**①　地域医療構想の達成に向けた療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　　高度急性期　１１９床　　　　　急性期　　　６８２床　　　　　回復期　　　７０８床　　　　　慢性期　　　４３０床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**　　 ・へき地診療所の医師数　２人 ・小児科医療に係る病院勤務医数　9.5人　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　24.1人　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関　　 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□今治圏域（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**（平成30年７月１日現在）　　　　　高度急性期　　　２６床（目標との差　９３床不足）　　　　　急性期　　　　　１，１９２床（目標との差　５１０床超過）　　　　　回復期　　　　　１８９床（目標との差　５１９床不足）慢性期　　　　　７５８床（目標との差　３２８床超過）**②　居宅等における医療の提供に関する目標** **【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　→　４機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　14機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　70か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　４機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**・へき地診療所の医師数　２人以上　→　２人・小児科医療に係る病院勤務医数　9.5人以上　→　11.6人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関以上　→　１機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関以上　→　６機関**２）見解**地域医療連携体制促進事業（連携室運営）及び病床機能分化医療スタッフ配置事業（地域医療体制確保医師派遣事業）により、限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化が図られた。また、在宅医療体制は徐々に体制が充実してきている。医療従事者の確保は、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師確保は昨年度から現状維持となっている。**３）改善の方向性**離職防止・復職対策や救急医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化されたが、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２年度計画における関連目標の記載ページ：６Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**松山圏域****１．松山圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**　　　　松山圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、郡市歯科医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリングを実施した結果、地域の課題として、不足している病床機能の充実、医療機関相互の役割分担や連携の推進、在宅医療の普及、医療従事者の確保・養成と地域定着等が挙げられている。　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　　高度急性期　７８１床　　　　　急性期　１，９９５床　　　　　回復期　２，０６７床　　　　　慢性期　１，８３６床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅医療連携の拠点や相談窓口となる施設の運営、在宅歯科医療に必要な設備の整備、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、看護師養成施設の整備、運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。　**【定量的な目標値】**　　 ・へき地診療所の医師数　３人以上　　 ・小児科医療に係る病院勤務医数　60.0人以上　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　80.2人以上　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関以上　　 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関以上**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□松山圏域（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）高度急性期　　１，０３２床（目標との差　２５１床超過）急性期　　　　３，７２０床（目標との差　１，７２５床超過）回復期　　　　１，４９０床（目標との差　５７７床不足）慢性期　　　　２，５１５床（目標との差　６７９床超過）**②　居宅等における医療の提供に関する目標****【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　→　15機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　122機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　266か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　11機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　70機関**④　医療従事者の確保に関する目標** **【定量的な目標値】**・へき地診療所の医師数　３人以上　→　４人・小児科医療に係る病院勤務医数　60.0人以上　→　73人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関以上　→　11機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関以上　→　25機関**２）見解**施設整備については、ＩＣＴの活用及び病床機能分化医療スタッフ配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、救急医療体制の安定化が図られ、病床機能が強化された。また、在宅医療体制は全ての目標値について達成しており、体制が充実している。医療従事者の確保は、医療従事者の離職防止・復職対策により、地域医療に携わる人材の確保が促進された。計画は概ね順調に推移していると思われる。**３）改善の方向性**医療従事者、特に特定科目の医師確保については、人口規模の大きいこの圏域においても目標値に達しておらず、高齢化・偏在対策も含めて今後も事業を継続して実施していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２年度計画における関連目標の記載ページ：７～８Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |
| ■**八幡浜・大洲圏域****１．八幡浜・大洲圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**八幡浜・大洲圏域では、保健所の調整により、各市町、郡市医師会、医療機関に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題として、不足する医療機能の充実、医療機関の連携体制の整備、在宅医療推進のための連携体制の構築、医療従事者の確保、救急医療体制を維持するための人材確保等が挙げられている。　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　　高度急性期　　５９床　　　　　急性期　　　４８６床　　　　　回復期　　　６９３床　　　　　慢性期　　　４４３床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、院内保育施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**・へき地診療所の医師数　12人　　 ・小児科医療に係る病院勤務医数　2.5人　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　44.4　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日 |
| **□八幡浜・大洲圏域（達成状況）****１）目標の達成状況****①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）　　　　　高度急性期　　　０床（目標との差　５９床不足）　　　　　急性期　　　　　９５６床（目標との差　４７０床超過）　　　　　回復期　　　　　３０７床（目標との差　３８６床不足）慢性期　　　　　５５２床（目標との差　１０９床超過）**②　居宅等における医療の提供に関する目標****【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　→　２機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　31機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　65か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　２機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　24機関**④　医療従事者の確保に関する目標****【定量的な目標値】**・へき地診療所の医師数　12人以上　→　10人・小児科医療に係る病院勤務医数　2.5人以上　→　1.4人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関以上　→　１機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関以上　→　７機関**２）見解**地域医療体制確保医師派遣事業、医科歯科連携歯科衛生士配置事業により、限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化、在宅医療への移行促進が図られた。在宅医療体制はおおむね目標値を達成し、体制が充実してきている。医療従事者の確保は、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師の高齢化と地域偏在が進み、厳しい状況となっている。**３）改善の方向性**離職防止・復職対策や救急医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化されたが、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２年度計画における関連目標の記載ページ：８～９Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。■**宇和島圏域****１．宇和島圏域の医療と介護の総合的な確保に関する目標**宇和島圏域では、地元保健所が調整役となり、各市町、郡市医師会、医療機関等に要望調査を実施した上で、ヒアリング及び検討会を実施した結果、地域の課題は、医療機関相互の役割分担・連携強化、救急医療体制の維持・確保、小児・周産期医療に係る医師不足、在宅医療を担う人材の育成等となっている。 |
| 　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標**病床の削減、転換等を伴う施設・設備整備やＩＣＴを活用した地域医療ネットワークの基盤整備、病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置等を行い、病床の機能分化・連携を推進することで、回復期病床の割合の増加や転院・在宅への移行促進を図る。**【定量的な目標値】**・地域医療構想で記載する令和７年度に必要となる医療機能ごとの病床数　　　　　高度急性期　１２０床　　　　　急性期　　　４１８床　　　　　回復期　　　４５４床慢性期　　　３０５床**②　居宅等における医療の提供に関する目標**在宅歯科医療連携室の整備や、在宅医療に携わる人材の育成・確保等を通じて、在宅医療提供体制の充実を図る。**【定量的な目標値】**　・在宅療養支援病院数　１機関　　・在宅療養支援診療所数　15機関　　・在宅療養支援歯科診療所数　10機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関**④　医療従事者の確保に関する目標**救急医療体制の支援等による医師の負担の軽減、女性医師の就労支援、院内保育施設の運営支援、歯科衛生士の就学・復職支援等を通じて、医療従事者の確保・養成を図る。**【定量的な目標値】**・へき地診療所の医師数　10人・小児科医療に係る病院勤務医数　9.6人　　 ・小児科標榜診療所に勤務する医師数　27.9人　　 ・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関　　 ・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関**２．計画期間**平成29年４月１日～令和６年３月31日**□宇和島圏域（達成状況）****１）目標の達成状況**　**①　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標****【定量的な目標値】**（平成30年７月１日時点）　　　　　高度急性期　　　　　３０床（目標との差　９０床不足）　　　　　急性期　　　　１，０２７床（目標との差　６０９床超過）　　　　　回復期　　　　　　２５８床（目標との差　１９６床不足）慢性期　　　　　　５０８床（目標との差　２０３床超過）**②　居宅等における医療の提供に関する目標**　**【定量的な目標値】**　　・在宅療養支援病院数　１機関　→　０　　・在宅療養支援診療所数　15機関　→　16機関　　・訪問薬剤指導を実施する薬局数　50か所　→　43か所　　・在宅看取りを実施している病院数　１機関　→　１機関　　・在宅看取りを実施している診療所数　５機関　→　16機関1. **医療従事者の確保に関する目標**

・へき地診療所の医師数　10人以上　→　８人・小児科医療に係る病院勤務医数　9.6人以上　→　9.4人・退院調整支援担当者を設置している一般診療所数　１機関以上　→　２機関・退院調整支援担当者を設置している病院数　５機関以上　→　３機関**２）見解**地域医療体制確保医師派遣事業により、限られた医療人材を有効活用し、病診連携と救急医療体制の安定化、在宅医療への移行促進が図られた。在宅医療体制はおおむね目標値を達成し、体制が充実してきている。医療従事者の確保は、離職防止・復職対策により地域医療に携わる人材の確保が促進されたが、医師の高齢化と地域偏在が進み、厳しい状況となっている。**３）改善の方向性**離職防止・復職対策や救急医療支援体制の整備等の各種対策を行うも、特定の診療科目の医師確保が思うように進まず、医師の高齢化の進展等も加わり、医師の地域偏在も顕著化されたが、今後も地域の限られた医療資源を最大限に有効活用しながら、目標値達成に向け事業を継続して実施していく。**４）目標の継続状況**　　　☑　令和２年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。　　　　　（令和２度計画における関連目標の記載ページ：９～10Ｐ）　　　□　令和２年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。 |

３．事業の実施状況

平成29年度愛媛県計画に規定した事業について、令和元年度終了時における事業の実施状況を記載。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の区分 | １　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 |
| 事業名 | 29年度【№４（医療分）】病床機能分化医療スタッフ確保事業 | 【総事業費（計画期間の総額）】476,413千円 |
| 事業の対象となる区域 | 全圏域 |
| 事業の実施主体 | 県、郡市医師会、医療機関 |
| 事業の期間 | 平成29年４月１日～令和３年３月31日□継続　／　☑終了 |
| 背景にある医療・介護ニーズ | 急速な高齢化が進む中、生活習慣病が増加し疾病構造が変化する一方、救急医療をはじめとする地域課題も重要性を増しており、限られた医療資源の有効活用が求められている。 |
| アウトカム指標：退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）（H29:78.5％→R元:78.7％） |
| 事業の内容（当初計画） | ○急性期病院から回復期病院への転院など、機能分化に応じた病院間連携を推進するための医療スタッフの確保・配置○郡市医師会が中心となり、地域の実情に応じて医師派遣ニーズがある要支援機関に対して医師派遣に協力する協力医療機関への支援　等 |
| アウトプット指標（当初の目標値） | ○地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（５圏域）○協力医療機関から要支援機関に派遣された医師による診療時間（目標：10,000時間以上） |
| アウトプット指標（達成値） | ○地域の連携体制の構築に取り組む圏域数（R元実績：５圏域）○協力医療機関から要支援機関に派遣された医師による診療時間（R元実績：8,451時間） |
| 事業の有効性・効率性 | 事業終了後1年以内のアウトカム指標：退棟患者のうち同一院内の他棟以外に退棟した患者数の割合（病床機能報告制度）→確認できた（H30:78.7％→: R元78.7％） |
| **（１）事業の有効性**　転換可能な病院に対し、高度急性期への病床転換を促進させるため、地域連携により現状の人材を活用しながら、医師偏在を調整することが必要。**（２）事業の効率性**地域医療構想に即した機能分化や連携推進を図るため、潜在的に転換可能な病院に対する医師派遣と並行し、救急医療体制の充実のため、「t-PAホットライン」や「急性冠症候群(ASC)ネットワーク」の体制を取り入れ、実績が上がっている。 |
| その他 |  |